

答 申

審査請求人が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成30年1月24日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の度数に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

この1年、実社会生活を過ごした中で、問題行動が散見されたことから、本件申請をした。主治医の見解、診断で、「請求人の

知能は4度程度ではあるが、他は3、日常行動は2判定でバランスの悪さが顕著である。」とされている。請求人は、時に身体的危機を伴う衝動性、問題行動やてんかんの発作も重なり、外出時ばかりでなく自宅でも目が離せない状態にある。実際、衝動的行動で、中学、高校で2回、車椅子生活を余儀なくされた。判定書の知的能力、社会性、日常行動の判定については、いずれも請求人の実態から見ると強い違和感がある。社会性は2度に近い3度、日常行動は2度であると確信している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月23日	諮問
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、

知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上にあつては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が 4 度（軽度）とされている。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号） 4・

(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

(4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数はIQ69であり、これは個別判定基準表における「4（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当すると記載されている。

イ 「知的能力」について

「危険」、「新聞」などの小学校低～中学年程度の漢字が読め、また、繰り上がり、繰り下がりのある加減算や九九を使った乗除算ができる。パソコンやタブレット、スマートフォン等を操作し、動画を見たり撮影することができる。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（テレビ、

新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる)」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

特別支援学校を卒業後、就労継続支援型（B型）事業所に通所しており、絵画等の制作活動（写実画を描く、色を塗りつぶす、モデル等をする。）や軽作業を行っている。

以上のことから、個別判定基準表における「3度（助言等があれば、単純作業が可能）」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

通所先の事業所においては、大きな対人関係上の問題はなく経過している。反面、＜友達はいますか？＞との質問に対して「います」と回答するものの、具体的な氏名を挙げることはできない等、対人関係の低さは認められる。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」と「3度（対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能）」との中間程度に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

判定では、抽象的な質問（例：「どんな絵を描いていますか？」）に対しては、「分かりません」と回答することが多かったが、具体的な日常生活の事例に対しては、多語文で応じることができた。また、知能検査においては、小学校1年程度の簡単な漢字交じりの構成ができ、さらに、与えられた3つの単語を用いて短文を構成する課題（小学校中学年程度）にも合格している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常会

話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

中学校 1 年時にてんかんを発症し、高校 3 年時の 1 月以降発作はないものの、抗てんかん薬を継続して服用している。

以上のことから、個別判定基準表における「3 度（特別の注意が必要）」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

駅のホームで電車と並走する、駅の階段を飛び降りる、安全を確認せずに大通りを渡ろうとする、等の行動がある。また、テレビ等で過激なシーンを見ると自傷や他害に繋がることがある。衝動性のコントロールに問題があると捉えられているが、前述したような行動は、外からの強い刺激に誘発されることが多い。

以上のことから、個別判定基準表における「4 度（日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない）」よりは配慮を必要とするが、「2 度（日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要）」までには至っておらず、「3 度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事は箸で食べることができるが、自ら食事を用意することは難しい。排泄は自立している。衣服の着脱については、表裏等についてあまり意識していないため声かけを要することがある。入浴は数日に 1 回程度の介助が必要である。爪を切ることはできるが、再三の声かけを要する。

以上のように、日常生活の状況は、自立している部分と確認や助言が必要な部分とがあることから、個別判定基準表に

における「4度（身辺生活の処理が可能）」と「3度（身辺生活の処理がおおむね可能）」の中間程度に相当すると記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち3項目が「4度」、3項目が「3度」、2項目が「4度」と「3度」の中間に相当すると記載されている。

そして、上記各項目の程度は、請求人及び保護者（父母）との面接等により得られた所見に基づくものであって、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね「3度」と「4度」の中間程度のものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度精神遅滞」と、心理学的所見欄には「CA19 MA11:0 IQ69（鈴木ビネー改訂版）（H30.1.10実施）」と、社会診断所見欄には「衝動性が高く、行動に配慮を要する。引き続き、福祉的支援が必要である。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4度」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（１・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定４度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記（２・(3)）のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙１及び２（略）